

平成30年 第4回定例教育委員会

平成30年4月18日(水)
午後4時
宮代町役場202会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 平成30年度教育委員会事務局組織等について

ア 平成30年度教育推進課内職員配置 P 1

イ 平成30年度宮代町教育関係組織一覧 P 2

(2) 平成29年度 教育委員会事務の執行状況 別冊

(3) 学校教育関係

ア 5月の行事予定について P 3

(4) 生涯学習関係

ア 5月の事業予定について P 5

5 審議案件

議案第 9号 宮代町就学支援委員会委員の承認について P 6

議案第10号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について P 9

議案第11号 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について P11

議案第12号 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会委員の委嘱について . P13

6 その他

7 次回教育委員会について

8 前回会議録の承認

9 閉会宣言

教育長

(1)平成30年度教育委員会事務局組織等について

ア 平成30年度教育推進課内職員配置(下線部変更・異動箇所)

教育推進課長

渋谷 龍弘

《教育総務担当》

副課長(兼学校給食センター所長)

高橋 正巳

主査

加藤 正久

主任

石毛 里美

《学校教育担当》

学校管理幹兼副課長

小山 裕之

主幹兼指導主事

塚越 健一

指導主事

竹内 知子

指導主事

平原 隆範

主査

平井 利枝

《生涯学習室》

室長(兼公民館長、郷土資料館長)

飯山 武

(生涯学習担当)

主査

田中 啓之

主査

島村 剛

主任

小林 利恵

主事

針山 望

(スポーツ振興担当)

主査

河井 伸一

主事

大越 一範

(郷土資料館担当)

主幹

青木 豊

主査

横内 美穂

主事

宮部 俊周

イ 平成30年度宮代町教育関係組織一覧〔平成30年4月1日現在〕

◎小中学校一覧

須賀小学校	宮代町大字須賀1425-1	TEL33-1325	児童数 366	学級数 14
	校長 會田 知子 / 教頭 白石 昌孝			
百間小学校	宮代町字西原261	TEL32-0157	児童数 384	学級数 15
	校長 山口 隆夫 / 教頭 六平 亘			
東小学校	宮代町百間5-8-48	TEL32-0214	児童数 309	学級数 12
	校長 八重樫 元 / 教頭 嶺 由美			
笠原小学校	宮代町字百間1105	TEL34-8480	児童数 403	学級数 15
	校長 白石 薫 / 教頭 和田 浩			
須賀中学校	宮代町大字須賀1426-1	TEL33-1326	生徒数 206	学級数 8
	校長 瀬田 浩 / 教頭 丸子 武志			
百間中学校	宮代町宮代3-7-38	TEL32-0142	生徒数 303	学級数 11
	校長 籠宮 賢治 / 教頭 内山 真二			
前原中学校	宮代町字中461	TEL34-0631	生徒数 197	学級数 6
	校長 但木 和久 / 教頭 金子 久郎			

◎教育施設・関係機関電話番号一覧

須賀小学校	TEL0480-33-1325	学校給食センター	32-5711
百間小学校	32-0157	宮代高等学校	32-4388
東小学校	32-0214	宮代特別支援学校	35-2432
笠原小学校	34-8480	日本工業大学	34-4111
須賀中学校	33-1326	宮代幼稚園	32-3640
百間中学校	32-0142	宮代須賀幼稚園	34-5265
前原中学校	34-0631	宝光寺幼稚園	32-3833
和戸公民館		姫宮成就院幼稚園	32-4599
百間公民館		杉戸警察署	33-0110
川端公民館		宮代消防署	34-0119
須賀中さわやか相談室	33-4500	学童保育(須賀小)	32-8208
百間中さわやか相談室	32-7900	学童保育(百間小)	33-8740
前原中さわやか相談室	33-2500	学童保育(東小)	33-8680
総合運動公園	32-1543	学童保育(笠原小)	33-8744
町立図書館	34-9944	埼玉県教育局	048-824-2111
郷土資料館	34-8882	東部教育事務所	048-737-2727

(3) 学校教育関係

ア 5月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日 付	小 学 校	中 学 校
1日(火)	開校記念日(笠) 交通安全教室(須) 引渡し訓練(東)	開校記念日(百)
2日(水)	離任式(須・百・東・笠)	離任式(須)
3日(木)	憲法記念日	
4日(金)	みどりの日	
5日(土)	こどもの日	
6日(日)		
7日(月)	校長会 9:00～(百小) 教育実習開始(須・百) あいさつ運動(東)	校長会 9:00～(百小) 教育実習開始(前)
8日(火)	教頭会 14:00～(東小) 家庭訪問～17日(須)～16日(笠) 教科等指導員委嘱式(町教委)	教頭会 14:00～(東小) 教科等指導員委嘱式(町教委)
9日(水)	町教育研究会総会(笠小)	町教育研究会総会(笠小) PTAあいさつ運動(百)
10日(木)	学校経営研修会 百中陸上指導(東)	学校経営研修会 陸上指導<東小>(百)
11日(金)	学校応援団会議(東)	授業参観・PTA総会・部活動保護者説明会(須)
12日(土)		
13日(日)		
14日(月)	教育長学校訪問<小学校> PTA総会<PM>(百) 教育実習開始(東・笠)	
15日(火)	開校記念日(百)	教育長学校訪問<中学校>
16日(水)	第1回学力向上検討委員会 15:30 (町教委)	PTAあいさつ運動(百) 第1回学力向上検討委員会 15:30 (町教委)
17日(木)	交通安全教室(百) 心肺蘇生法研修(東)	学校経営研修会

	学校経営研修会	
18日(金)	P T A総会(須・東) 引取訓練(百) 百中陸上指導(笠)	中間テスト(須) 陸上指導<笠小>(百)
19日(土)		
20日(日)		
21日(月)	オープン参観・引渡し訓練(須) 体力向上強化週間(東) 小中連絡会(東・笠)	全校集会<壮行会>(須) 教育実習開始(百) 小中連絡会(百) 中間テスト(前)
22日(火)	町内小学校陸上大会準備会 陸上大会壮行会(須・百・東) 不審者対応避難訓練(笠) 人権教育担当者会議 14:00～	生徒会朝会<壮行会>(百) 小中連絡会(百) 第1回学校評議員会(前) 人権教育担当者会議 14:00～
23日(水)	町内小学校陸上大会<ぐるる> 競書会(百)	薬物乱用防止教室(須) P T Aあいさつ運動(百) 生徒朝会<激励会>(前)
24日(木)	硬筆審査会・展示・審査(笠)	生徒総会(須)
25日(金)		
26日(土)	学校公開日(笠)	
27日(日)		
28日(月)	小中連絡会(須) 校内硬筆競書会(須) 心肺蘇生法研修(百) 家庭訪問～6/1(東) プール清掃(東)	小中連絡会(須) 教育実習開始(須) 小・中校長交換講話(須) 学校評議員会(前)
29日(火)	校内硬筆展～6/5(須) プール清掃(須) 環境教育担当者会議 16:00～	教育実習開始(須) 環境教育担当者会議 16:00～
30日(水)		P T Aあいさつ運動(百)
31日(木)	ジャブ池・プール清掃(笠) 学校経営研修会	修学旅行(前) 学校経営研修会

(4) 生涯学習関係

ア 5月の事業予定について(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
12日(土) 26日(土) 15:00~17:00	<p>あそびと運動 チャレンジ(第2・3回/全14回)</p> <p>第2回 走り方教室 [サブアリーナ] 第3回 野球 [ソフトボール場]</p> <p>■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。</p> <p>●対象：小学3・4年生</p>	ぐるる宮代
15日(火) 22日(火) 9:00~12:30 *地区により期日を指定	<p>みやしろ大学(第2回/全8回)</p> <p>■シニア世代に学びや体験の機会を提供するとともに、豊かな地域づくりに資する人材を育成することを目的に実施する。</p> <p>●内容：ウォーキング ~宮代町の隠れた魅力を再発見~ 東武動物公園駅⇒山崎山、重殿社⇒青林寺⇒宝生院⇒郷土資料館⇒姫宮神社⇒姫宮駅</p> <p>●対象：みやしろ大学受講生</p>	宮代町内
19日(土) 26日(土) 10:00~12:00	<p>あそびと運動 トライ/春季(第1回・2回/全5回)</p> <p>■スポーツ推進委員の指導の下、ボール等を使ったコーディネーショントレーニング等を通して、からだを動かすことの楽しさを知るとともに、運動能力の向上を目指す。</p> <p>●対象：小学1・2年生</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
19日(土) 14:00~16:00	<p>スポーツ広場 さいかつぼーる体験(第1回/全10回)</p> <p>■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に埼玉葛地区発祥のさいかつぼーるを通して、スポーツに親しむ機会を提供する。おむすび形のやわらかいボールをバレーボールのように打ち合う競技で、予測できない動きをするボールにより、笑いの絶えないニュースポーツ。</p> <p>●対象：小学4年生以上</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
5月12日(土) ~7月8日(日)	<p>企画展「広報みやしろ～発信された宮代あれこれ～」</p> <p>■昭和34年に創刊して以来、現在に至るまで町に関するさまざまな話題や情報を発信してきた「広報みやしろ」の掲載記事の中から文化財、町民生活、歳時記などに注目し、関連資料と共に宮代町のあゆみを振りかえっていく。</p>	郷土資料館

議案第9号

宮代町就学支援委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて
別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱することについて議決を求め
る。

平成30年4月18日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱したいので、宮代町就学支
援委員会条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は平成30年4月1日から平成31年3月31日とする。

宮代町就学支援委員会名簿

区 分	役 職 名	氏 名
委員（医師） 委員（見識を有するもの） 委員（見識を有するもの） 委員（見識を有するもの） 委員（見識を有するもの） 委員（福祉課職員）	宮代町医師会 宮代特別支援学校 宮代特別支援学校 春日部特別支援学校 言語聴覚士 子育て応援室長	鈴木 仁志 川上 紀子 奥村 瑠美 小澤 紀美子 田尻 恵美子 門井 義則
委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係）	須賀小学校 校長 百間小学校 校長 東 小学校 校長 笠原小学校 校長 須賀中学校 校長 百間中学校 校長 前原中学校 校長	會田 知子 山口 隆夫 八重樫 元 白石 薫 瀬田 浩 籠宮 賢治 但木 和久
委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員）	須賀小学校 教諭 百間中学校 教諭 東小学校 教諭 笠原小学校 教諭 須賀中学校 教諭 百間中学校 教諭 前原中学校 教諭	八木橋 順子 續橋 典子 野平 早苗 高澤 七帆 鶴田 美千代 石川 清子
幹 事	宮代町教育委員会教育推進課 学校教育担当 指導主事	竹内 知子

任期 平成30年4月1日～平成31年3月31日

【資料】 宮代町就学支援委員会条例（抜粋）

平成18年3月23日 条例第8号

（設置）

第1条 障害のある幼児、児童及び生徒（以下「障害児」という。）に対し、適正な就学に係る教育的支援を行うため、宮代町就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 就学支援委員会は、宮代町教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 障害児の障害の種類及び程度の判断に関すること。
- （2） 障害児の就学に係る教育的支援に関すること。

（組織）

第3条 就学支援委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 医師
- （2） 識見を有する者
- （3） 教育経験者
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 就学支援委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

《以下、省略》

議案第10号

宮代町立小・中学校への研究委嘱につき議決を求めることについて
別紙のとおり宮代町立小・中学校への研究委嘱することについて議決を求める。

平成30年4月18日提出

宮代町教育委員会

教育長 中村敏明

提 案 理 由

別紙のとおり宮代町立小・中学校へ研究委嘱をしたいので、宮代町立小・中学校研究委嘱要綱及び宮代町立小・中学校研究委嘱実施要項の規定により、この案を提出するものである。

平成30年度 学校研修課題一覧表

宮代町教育委員会

須賀小学校	『「ことばの学び」を大切に、主体的にコミュニケーションを図ろうとする心豊かな児童の育成』 ～「話す・聞く」力を育み、「読む・書く」力につなげる英語科授業の創造～（1年次）
百間小学校	積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する英語学習 ～児童も教師も自信をもてる授業づくり～（1年次）
東 小学校	「自ら考え、学びに向かう東っ子の育成」 ～思考し、判断・表現する力を育てる授業の工夫～ (算数科を中心にして)（1年次）
笠原小学校	「学びを楽しみ進んでコミュニケーションしようとする児童の育成」 ～聞くことを大切にされた授業の工夫（英語科）～（1年次）
須賀中学校	「生きる力をはぐくむ小中一貫教育」 『主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力の定着を図る研究』（1年次）
百間中学校	「確かな学力の定着を図る授業の創造」 ～主体的・対話的で深い学びの充実を目指して～（2年次）
前原中学校	仲間とともに、主体的に活動する生徒の育成（2年次）

議案第11号

宮代町立小・中学校司書教諭の発令につき議決を求めることについて
別紙の者に宮代町立小・中学校司書教諭を発令することについて議決を求める。

平成30年4月18日提出

宮代町教育委員会

教育長 中村敏明

提 案 理 由

別紙の者に宮代町立小・中学校司書教諭の発令をしたいので、宮代町立小・
中学校管理規則第14条の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校司書教諭 発令名簿

司書発令期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

学 校 名	氏 名	発令の職名	司書教諭 経験年数
須賀小学校	富澤 孝子	司書教諭	15年
百間小学校	中村 智子	司書教諭	7年
東 小学校	稲生 沙弥嘉	司書教諭	1年
笠原小学校	安島 明子	司書教諭	2年
須賀中学校	発令なし	保有者なし・8学級	
百間中学校	税所三代子	司書教諭	14年
前原中学校	発令なし	保有者なし・6学級	

《参考》 宮代町立小・中学校管理規則（抜粋）

（司書教諭）

第14条の2 学校に、司書教諭を置く。ただし、学級の数が11以下の学校にあっては、当分の間、これを置かないことができる。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。

3 司書教諭は、当該学校の主幹教諭又は教諭の中から校長の内申に基づき、教育委員会が命ずる。

議案第12号

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

平成30年4月18日提出

宮代町教育委員会

教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員に委嘱をしたいので、宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会設置規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会名簿

任期 平成29年5月1日～平成31年3月31日

***は平成30年4月1日～平成31年3月31日**

番号	職・職名	氏名	備考
1	公募による町民	小島 隆子	
2	公募による町民	相良 三喜男	
3	公募による町民	木村 由美子	
4	学校長	會田 知子	須賀小学校
5	学校長	* 山口 隆夫	百間小学校
6	学校長	八重樫 元	東小学校
7	学校長	白石 薫	笠原小学校
8	学校長	瀬田 浩	須賀中学校
9	学校長	籠宮 賢治	百間中学校
10	学校長	* 但木 和久	前原中学校
11	保護者代表	*	須賀小学校
12	保護者代表	*	百間小学校
13	保護者代表	*	東小学校
14	保護者代表	* 団体推薦	笠原小学校
15	保護者代表	*	須賀中学校
16	保護者代表	*	百間中学校
17	保護者代表	*	前原中学校

事務局

- ・中村 敏明（教育長）
- ・小山 裕之（学校管理幹兼副課長）
- ・塚越 健一（主幹兼指導主事）
- ・平原 隆範（指導主事）
- ・竹内 知子（指導主事）

【資料】 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会設置規則（抜粋）

平成15年10月1日 教委規則第7号

最終改正 平成24年6月21日教委規則第3号

（設置）

第1条 宮代町立小・中学校の一貫教育に関する施策を適正かつ円滑に実施するため、宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について、助言や運営上の協力活動を行う。

- （1） 教育活動に関すること。
- （2） 児童生徒の交流に関すること。
- （3） 教職員の研修に関すること。
- （4） 施設の相互利用に関すること。
- （5） その他小・中学校の一貫教育に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が任命する。

- （1） 公募による町民 3人
- （2） 宮代町立小・中学校長 7人
- （3） 宮代町立小・中学校保護者代表 7人

（任期）

第4条 推進委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

《以下、省略》